

居宅サービス編

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護★
- ③ 訪問看護★
- ④ 居宅療養管理指導★
- ⑤ 通所介護
- ⑥ 福祉用具貸与★
- ⑦ 特定福祉用具販売★
- ⑧ 居宅介護支援
- ⑨ 介護予防支援

※介護予防が含まれるサービスには「★」を付けています。

※訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
については、施設サービス編をご覧ください。

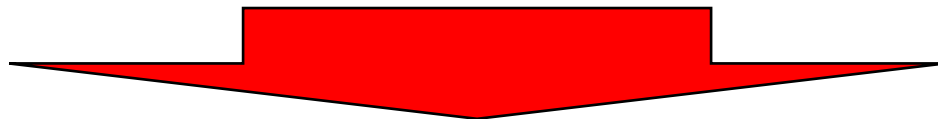
※特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム・特定施設編をご覧ください。

居宅系サービスの共通の主な指導事項

勤務体制の確保等（第3条の30等）

指摘事項

- ・勤務表が作成されていない。
- ・勤務表について、必要な項目が記載されていない。



- ・事業種別ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、「日々の勤務時間」、「常勤・非常勤の別」、「各従業者等の配置」、「管理者との兼務関係等」を明確にすること。
また、介護従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者の精神の安定を図る観点から、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。

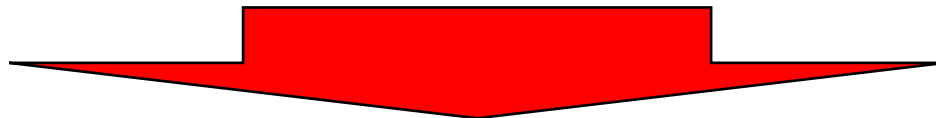
居宅系サービスの共通の主な指導事項

勤務体制の確保等（第3条の30等）

指摘事項

勤務体制の確保等（第3条の30等）

- ・ 研修について、事業所における年間の研修計画が作成されておらず、計画的に実施されていない。
- ・ 研修実施状況が記録上から確認できない。
- ・ 研修不参加者への対応が不明瞭。



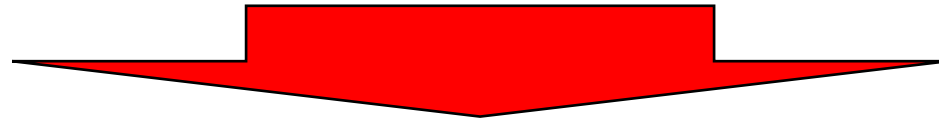
- ・ 年間の研修計画を作成するなど、介護従業者の研修への参加の機会を計画的に確保するように努めること。
- ・ 研修実施後は、その結果を記録するとともに、研修に参加できなかった者への当該研修資料の交付、又は回覧等の方法で、従業者全体への周知を図り、その結果についても記録し保管すること。

居宅系サービスの共通の主な指導事項

衛生管理等（第31条等）

指摘事項

- ・感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会について、概ね6月に1回以上開催されていなかった。
- ・感染症の予防及び蔓延の防止のための指針が作成されていなかった。



以下の措置を講じること。

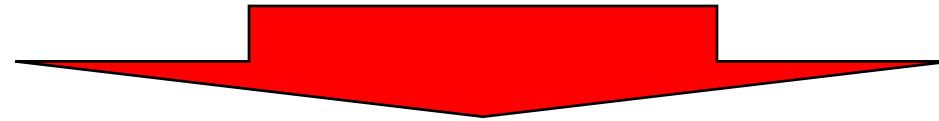
- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

居宅系サービスの共通の主な指導事項

秘密保持等（第3条の33等）

指摘事項

- ・ 個人情報の使用同意書について、使用を想定される利用者家族等から同意を得られていない。
- ・ 個人情報の使用同意書に使用期間が記載されていない。



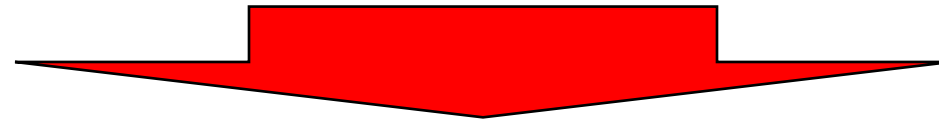
- ・ 個人情報の使用同意書について、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議等において使用することなどについて、利用者のほかその家族、原則事業所で個人情報を所持し、**使用する家族全員**からあらかじめ文書にて同意を得ること。
- ・ 使用期間について、「契約締結日から契約終了日までとする」など、個人情報の使用同意書に明記すること。

訪問介護サービスの主な指導事項

通院等（訪問介護における院内介助の取扱いについて）

指摘事項

- ・通院介助サービスにおいて、自宅から病院間の介助に要した時間と訪問介護として認められない時間が不明確であった。
- ・通院介助のサービス提供において、院内介助を行う上での必要な手続き（受診先の医療機関に対して、担当の介護支援専門員による院内介助の必要性についての確認、サービス担当者会議での検討、居宅サービス計画及び訪問介護計画への位置付け）を行わずに、院内介助の時間を含め介護報酬の請求を行っていた。
- ・院内介助を含めて通院介助のサービスを提供している事例について、診療や処置時間、単なる待ち時間等、訪問介護のサービスとして認められない時間を含めて介護報酬を請求していた。



通院介助サービスにおいて、自宅から病院間の介助に要した時間と、訪問介護として認められない時間を、明確にするとともに、院内介助を算定する場合は、以下の措置を講じること。

- 1 利用者の心身の状態が院内介助の必要な状態であることを確認する。
- 2 院内介助が必要な状態である場合、受診先の医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認する。
- 3 1, 2 の状況をもって、サービス担当者会議で検討した結果、利用者の状態等から院内での介助が必要であることの判断がなされた場合、サービス担当者会議の記録にその旨を明記すること。

通院介助・外出介助サービス提供記録表

利用者氏名 〇〇 〇〇 様
 サービス提供日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 事業所名 訪問介護ステーション〇〇
 行き先 〇〇病院 担当者氏名 〇〇 △△

サービス提供内容	サービス時間		介護保険算定時間	介護保険外時間 <small>(公共交通機関等で単に同乗している時間、診察・処置時間、単なる待ち時間等)</small>
	開始時刻	終了時刻		
タクシーまでの移動介助 タクシー乗車介助	9:20	9:25	5 分	分
タクシー乗車	9:25	9:35	分	10 分
タクシー降車介助 病院への移動介助、受付介助	9:35	9:48	13 分	分
診察までの待ち時間	9:48	9:58	分	10 分
診察室への移動介助	9:58	10:05	7 分	分
診察	10:05	10:15	分	10 分
会計までの移動介助、トイレ介助	10:15	10:28	13 分	分
会計待ち時間	10:28	10:45	分	17 分
会計介助、タクシーまでの移動介助 タクシー乗車介助	10:45	10:52	7 分	分
タクシー乗車	10:52	11:02	分	10 分
タクシー降車介助 自宅までの移動介助	11:02	11:07	5 分	分
水分補給、排泄介助	11:07	11:12	5 分	分
合計時間			55 分	57 分
算定区分			身体2	

院内

通院介助サービスにおけるサービス提供記録の記載例を提示します。

左記の表のように、サービス提供内容ごとに、介護保険として算定が可能な時間か介護保険外の時間かを区分して記録すること。

赤文字部分については院内介助の取扱いについて要件を満たしており、ケアプラン及び訪問介護計画書に位置付けられている場合に算定を可能とする。

【参考】通院介助・外出介助サービス提供記録表
(大阪市)

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000344639.html#012>)

【参考】訪問介護における院内介助の取扱いについて
(厚生労働省)

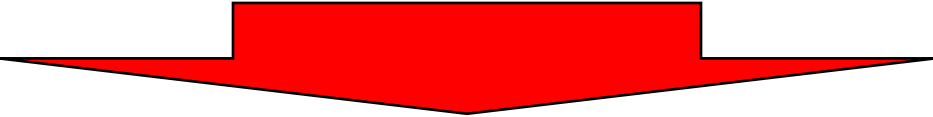
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000063e0-img/2r9852000000063fi.pdf>)

訪問介護サービスの主な指導事項

特定事業所加算（告示第19号別表1注10）

指摘事項

- ・訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに研修計画が作成されていなかった。
- ・サービス提供にあたり、サービス提供責任者が訪問介護員に対し留意事項等を伝達していない、またはサービス終了後の報告を受けていなかった。

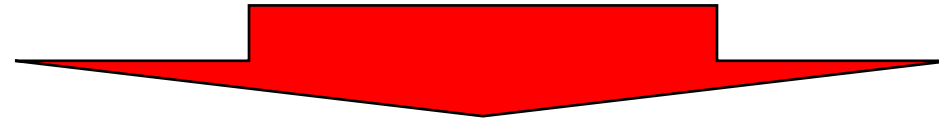
- 
- ・訪問介護員等の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む）に対し、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定し、当該研修計画に基づき適切に実施すること。
 - ・特定事業所加算の算定にかかる訪問介護の提供にあたっては、「利用者のADLや意欲」「利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望」「家族を含む環境」「前回のサービス提供時の状況」「その他サービス提供に当たって必要な事項」について、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始し、サービス終了後は担当する訪問介護員等からの報告内容について、文書にて記録を保存すること。

訪問介護サービスの主な指導事項

同一建物減算（告示第19号別表1注12）

指摘事項

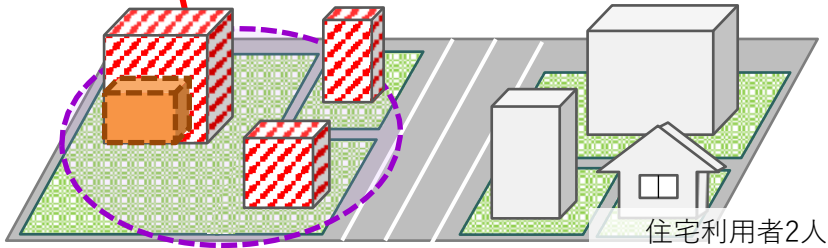
・前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であるが、本市への計画書の提出及び同一建物減算3（12%の減算）を算定していなかった。



事業所と同一建物等に居住する**利用者49人**
(49/54=9割以上であるため)

* **12%減算**

事業所以外の同一の建物に居住する利用者3人
* 減算なし



利用者が**54人**の事業所の場合

住宅利用者2人
* 減算なし

・同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所は、訪問介護等における同一建物減算に係る計算書を作成し、各事業所において2年間保存してください。

・また、計算の結果、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上である場合については、行政オンラインシステムへの計算書等の提出および同一建物減算3を算定してください。

【参考】訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書の提出について（大阪市）

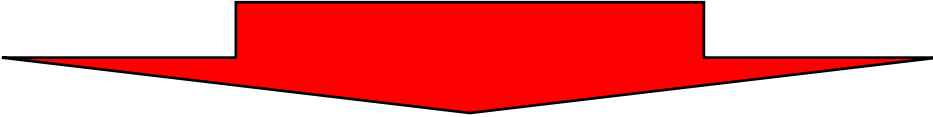
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000633732.html>)

訪問介護サービスの主な指導事項

初回加算（告示第19号別表1注17）

指摘事項

- ・ サービス提供記録等に記録されておらず、サービス提供責任者が初回又は同月内に利用者居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行したことが確認できなかった。

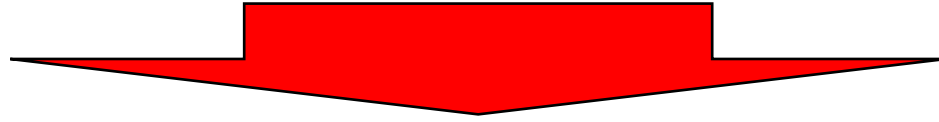
- 
- ・ 過去2ヶ月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から、指定訪問介護の提供を受けていない利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、加算する。サービス提供を行った場合だけでなく、同行した場合にもサービス提供記録等に記録すること。

訪問介護サービスの主な指導事項

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例(平成12年11月16日老振第76号)

指摘事項

- ・介護保険の生活援助の範囲に含まれない下記の事例について、算定していた。



1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・自家用車の洗浄、清掃等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

②日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

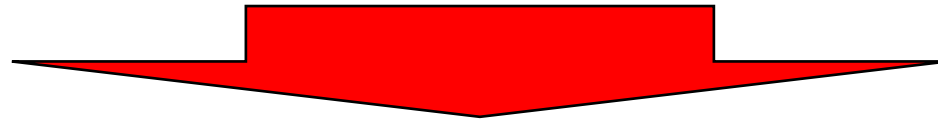
※介護保険外サービスとして実施することを妨げるものではありません。

訪問入浴介護サービスの主な指導事項

初回加算（告示第19号別表2ロ）

指摘事項

・介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合に、算定を行っていた。



【介護保険最新情報vol.953 問10】

問 介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定可能か。

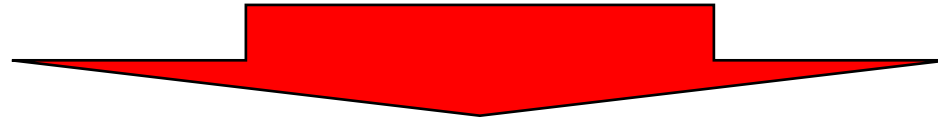
答 算定できない（逆の場合である介護予防訪問入浴介護費の算定時においても同様である）。ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、（介護予防）訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、この限りではない。

訪問入浴介護・訪問看護サービスの主な指導事項

サービス提供体制強化加算（告示第19号別表2ホ他）

指摘事項

- ・従業者等ごとに研修計画が作成されていなかった。
- ・全ての従業者等に対し、健康診断等が行われていなかった。



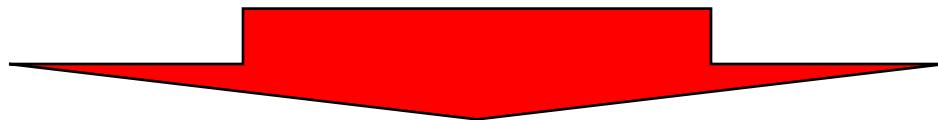
- ・「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護（訪問看護）従事者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

訪問看護サービスの主な指導事項

緊急時訪問看護加算（告示第19号別表3注12）

指摘事項

・当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算することとなっているが、利用者等に説明し、同意を得たことが確認できなかった。



上記について、利用者等に説明し、同意を得ること。（同意を得たことが確認できるようにしておくこと）

訪問看護サービスの主な指導事項

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合（告示第19号別表3注20）

次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合
- ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合
・利用者単位ではなく事業所単位での計算

訪問看護費

理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	8単位減算
	看護職員<リハ職	8単位減算	8単位減算

介護予防訪問看護費

※12月を超えて訪問を行う場合は更に**15単位減算**

理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は 5単位減算（現行のまま）	8単位減算※
	看護職員<リハ職	8単位減算※	8単位減算※

訪問看護サービスの主な指導事項

看護体制強化加算（告示第19号別表3ト）

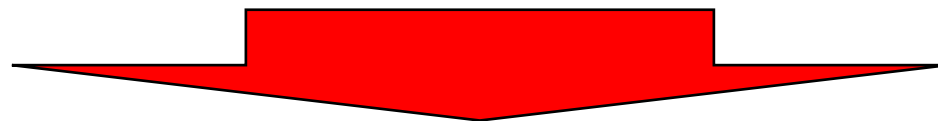
指摘事項

算定日が属する月の前6月間における利用者の総数のうち、

- ・ 緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が100分の50以上であること。
- ・ 特別管理加算を算定した利用者の割合が100分の20以上であること。

算定日が属する月の前12月間において、

- ・ ターミナルケア加算を算定した利用者が（Ⅰ）の場合は5人以上、（Ⅱ）の場合は1人以上であること。
- を満たしていなかった



加算算定届出時のみではなく、継続して割合を満たしていること。

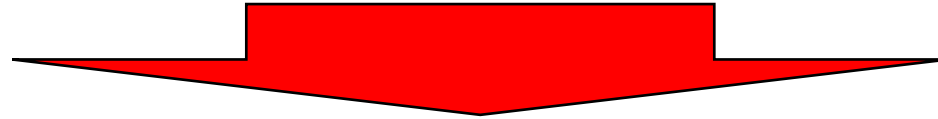
（算定月ごとに割合を満たしているかどうか確認しておくこと。）

居宅療養管理指導の主な指導事項

通院が困難な利用者（告示第19号別表5）

指摘事項

- ・利用者が、自身で通院を行っているにもかかわらず、居宅療養管理指導費を算定していた。



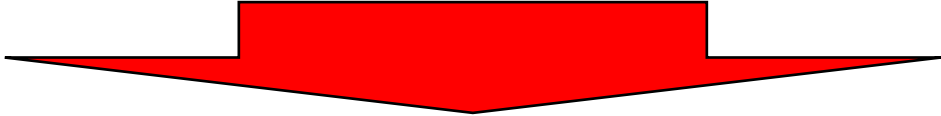
・居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院が容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない。（やむを得ない事情がある場合を除く。）

居宅療養管理指導の主な指導事項

居宅療養管理指導について（情報提供）（告示第19号別表5）

指摘事項

・ケアマネジャーへケアプラン作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行っていることが確認できなかった。



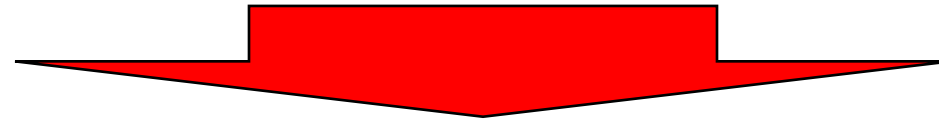
・居宅療養管理指導費はケアマネジャーへケアプラン作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。利用者が他の介護サービスを利用している場合は、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意するとともに、診療方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報について、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。

通所介護の主な指導事項

規模区分（告示第19号別表6）

指摘事項

・事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分する必要があるにもかかわらず、確認をしていなかった。



・事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分している。
毎年、算定区分の確認を行い、算定区分確認表の保管をお願いします。

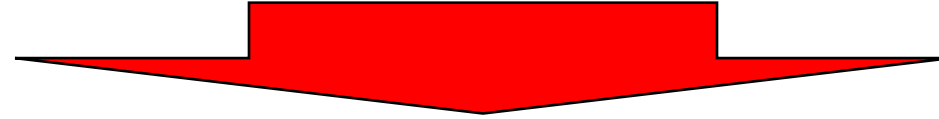
【参考】通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所における算定区分の確認について（大阪市）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000203914.html>

通所介護の主な指導事項

2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い（告示第19号別表6注4）

指摘事項

- ・入浴サービスのみの利用等の理由により、2時間以上3時間未満の通所介護費を算定していた。



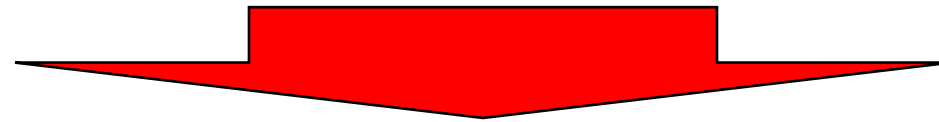
- ・2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。
なお、上記に該当する場合の2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

通所介護の主な指導事項

中重度者ケア体制加算（告示第19号別表6注11）

指摘事項

- ・ 時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できなかった。



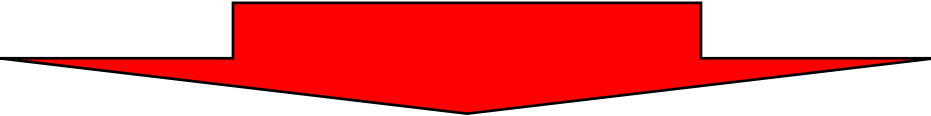
- ・ 基準に定める従業員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること
- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。
- ・ **時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。**

通所介護の主な指導事項

個別機能訓練加算（告示第19号別表6注13）

指摘事項

- ・ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認をしていなかった。



3か月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

生活状況の確認については、令和6年3月15日老高発0315第2号 老認発0315第2号 老老発0315号第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式3-2の生活機能チェックシートを参考に実施してください。

【参考】令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

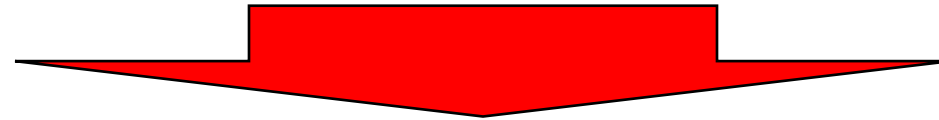
（ページ中央部にリハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知があります）

通所介護の主な指導事項

サービス提供体制強化加算（告示第19号別表6ニ）

指摘事項

- ・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を把握せず算定していた。



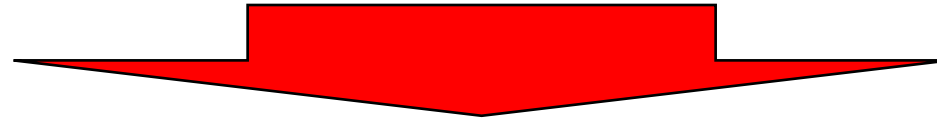
- ・算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

福祉用具貸与の主な指導事項

軽度者レンタル（告示第19号別表11注6）

指摘事項

- ・ 要支援又は要介護1の者に、下記の指定福祉用具貸与費を算定しているが、要件を満たしていることが確認できないものが見受けられた。
- ・ 車いす及び車いす付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）



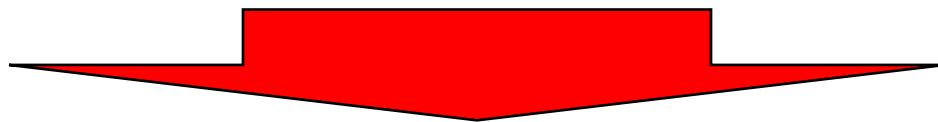
- ・ その必要性に関する書面（貸与事由に応じて「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」又は「調査票」及びサービス担当者会議の記録の写し等）を担当の居宅介護支援事業者等から入手し、サービス記録とあわせて保管すること。

居宅介護支援の主な指導事項

運営基準減算（告示第20別表イ注6）

指摘事項

・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることが出来ることについて説明を行っていることが確認できない。



上記に該当する場合は契約月から当該状態が解消された時まで運営基準減算となるため、居宅介護支援の開始時には、上記内容を重要事項説明書または別紙等に記載し、説明を行うこと。

【参考】重要事項説明書ひな型（大阪市）

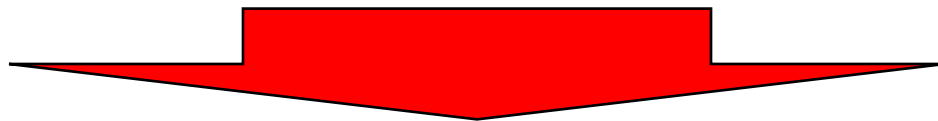
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000344639.html#010>)

居宅介護支援の主な指導事項

管理者の配置（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第3条第2項）

指摘事項

- ・主任介護支援専門員の資格を有さない管理者が配置されていることが確認された。



管理者は主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

（★管理者に係る経過措置：**令和9年3月31日まで**）

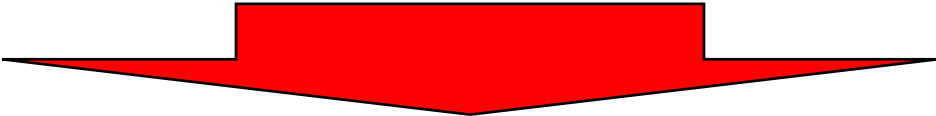
令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する。

居宅介護支援の主な指導事項

居宅介護支援費Ⅱ（告示第20別表イ注2）

指摘事項

・居宅介護支援費Ⅱを算定しているが、ケアプランデータ連携システム等の導入および事務職員の配置をおこなっていない。



令和6年度報酬改定より、居宅介護支援費Ⅱを算定するための要件が変更となり、ケアプランデータ連携システム等の導入および事務職員の配置をおこなう必要があります。
従来の情報通信機器の活用では算定が出来ませんのでご注意ください。

【参考】 ケアプランデータ連携システム（国民健康保険中央会）

[\(https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/\)](https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/)

【参考】 ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めるとされたシステム（厚生労働省）

[\(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html)

居宅介護支援の主な指導事項

概要

・居宅介護支援における特定事業所集中減算とは、「正当な理由」なく、当該居宅介護支援事業所において判定期間（前6月間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という）によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、減算適用期間のすべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

	前期	後期
判定期間	3月1日から8月31日	9月1日から翌年2月末日
提出期限	9月15日	3月15日
減算適用期間	10月1日から翌年3月31日	4月1日から9月30日

※判定期間の途中で指定を受けた新規事業所も判定の対象となります。

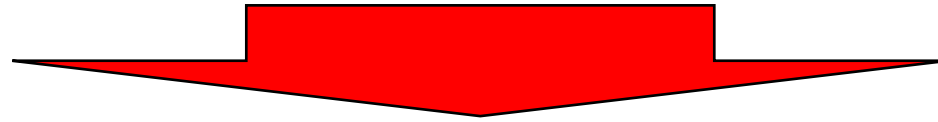
※提出期限が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が提出期限となります。

居宅介護支援の主な指導事項

特定事業所集中減算（告示第20別表イ注10）

指摘事項

- ・ 判定期間ごとにチェックシートを作成し、当該書類が保管されていなかった。



・ すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、判定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存すること。

・ 各居宅介護支援事業所においては、居宅介護支援の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類及び特定の事業者に偏ることのないよう、本減算制度の趣旨を踏まえ、公正中立で適切な業務の遂行をお願いいたします。

【参考】 特定事業所集中減算チェックシートの提出について（大阪市）

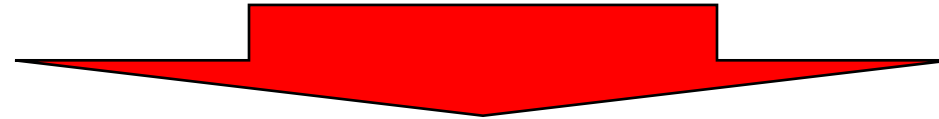
(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000557992.html>)

居宅介護支援の主な指導事項

特定事業所加算（告示第20別表ハ）

指摘事項

・常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を配置しないといけないにもかかわらず、合算して配置されていた。



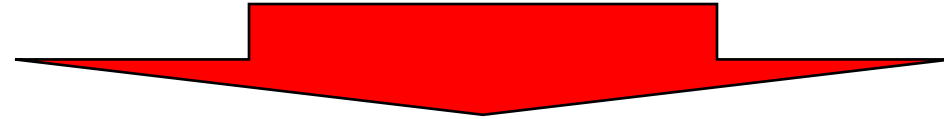
・常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に常勤かつ専従の主任介護支援専門員を置く必要がある。よって、
（Ⅰ）の場合は常勤の主任介護支援専門員2名と常勤の介護支援専門員3名の合計5名
（Ⅱ）の場合は常勤の主任介護支援専門員1名と常勤の介護支援専門員3名の合計4名
（Ⅲ）の場合は常勤の主任介護支援専門員1名と常勤の介護支援専門員2名の合計3名
（A）の場合は常勤の主任介護支援専門員1名と常勤の介護支援専門員1名と常勤換算法で1名の合計3名を配置する必要がある。

居宅介護支援の主な指導事項

入院時情報連携加算（告示第20別表ホ）

指摘事項

- ・令和6年度の報酬改定前の要件で算定を行っていた。



単位数・算定要件等

※（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかを算定

<改定前>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月
利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<現行>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月（変更）
利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
※入院日以前の情報提供を含む。
※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<改定前>

入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月
利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<現行>

入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月（変更）
利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業日以外の日が連続しない場合

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算(I)	☆	★	★	★			
入院時情報連携加算(II)	☆	★	★	★	☆	★	☆

年末年始等、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業日以外の日が連続する場合

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日以外	営業日以外	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算(I)	☆	★	★	★			
入院時情報連携加算(II)	☆	★	★	★	★	★	★

☆ 入院 ★ 入院（営業時間外・営業日以外） 情報提供（算定可の期間） →

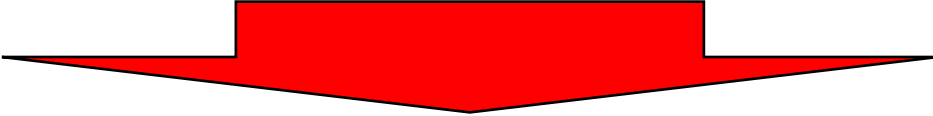
各加算ごとに矢印の期間までに情報提供を行うことで加算の算定が可能です。
 年末年始等、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業日以外の日が連続する場合について、
 (I) を算定する場合、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含み、
 (II) を算定する場合、営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みますが、翌営業日まで算定ができるわけではありません。

居宅介護支援の主な指導事項

退院退所加算（告示第20別表へ）

指摘事項

- ・病院若しくは診療所からの退院にかかるカンファレンス要件を満たしていない事例が見受けられた。



算定要件等

○カンファレンスは以下のとおりとする。

病院若しくは診療所に入院していた者が退院する場合に診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士が参加するもの。

【参考】介護支援専門員の方へ（よくある質問と回答）（大阪市）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000578182.html#7-2>

※その他施設からの退院・退所の場合は算定要件が異なりますので別途算定要件をご確認ください。

保険外サービス

備え その1

入院など突然のできごとに備えよう！

- ・ペットの預け先を見つけておく
- ・ペットの健康手帳を作るなど情報を記録しておく



備え その2

介護状態が進んだ時に備えよう！

- ・離れた家族や友人など新たな飼い主となってくれる人を探しておく



備え その3

生活環境を守るために備えよう！

- ・ペットの数を増やさない
- ・ペットの世話や部屋の清掃を頼める人を見つけておく



備え その4

きちんと飼い続けるために備えよう！

- ・繁殖しないようにする
- ・かかりつけの動物病院を見つける
- ・日頃からペットのしつけをしておく



備えのために次のような事業者を活用しましょう



【相談窓口】



犬や猫等に関するご相談は、お住まいの区の保健福祉センターまで。

区名	電話番号	区名	電話番号
北	6313-9973	東淀川	4809-9973
都島	6882-9973	東成	6977-9973
福島	6464-9973	生野	6715-9973
此花	6466-9973	旭	6957-9973
中央	6267-9973	城東	6930-9973
西	6532-9973	鶴見	6915-9973
港	6576-9973	阿倍野	6622-9973
大正	4394-9973	住之江	6682-9973
天王寺	6774-9973	住吉	6694-9973
浪速	6647-9973	東住吉	4399-9973
西淀川	6478-9973	平野	4302-9973
淀川	6308-9973	西成	6659-9973